

議案第9号

あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例
の一部を改正する条例

あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例（昭和48年守谷町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年3月6日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第9号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、あき地の所有者等からの雑草等の除去の委託費用の納入に係る事項を、規則において包括的に規定するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(雑草等の除去の委託)</p> <p>第6条 あき地の所有者又は管理者は、自ら雑草等の除去をすることができないときは、市長にこれを委託することができる。</p> <p>(削除)</p>	<p>(雑草等の除去の委託)</p> <p>第6条 あき地の所有者又は管理者は、自ら雑草等の除去をすることができないときは、市長にこれを委託することができる。</p> <p><u>2 市長は、前項の規定により雑草等の除去の委託があったときは、手数料として1平方メートルにつき83円を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を、当該あき地の所有者又は管理者から徴収する。</u></p>